

—都税についてのお知らせ—

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です（23区内）

6月1日にお送りした納付書により、6月30日（木）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

スマホアプリ



クレジットカード

インターネットの専用サイト
から納税が出来ます。



インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ペイジー にて
納税ができます。



口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、
6月10日までにお申込みいただくと、
固定資産税・都市計画税
第1期分からの口座振替
が可能です。



コンビニ



窓口

金融機関、郵便局、
都税事務所・都税支所・支庁の窓口



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

- ＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- ＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



固定資産税・都市計画税の 現所有者申告制度 について (23 区内)

【現所有者申告制度とは？】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者（現所有者）となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。



【どんな申告が必要？】

● 申告の方法は？

現所有者となった方は、申告書と必要な添付書類を、土地・家屋が所在する区の都税事務所へご提出ください。

必要な添付書類とは、戸籍謄本や遺言書など、

①登記名義人の方が亡くなられたことが分かる書類

②申告される方が現所有者であることが分かる書類

③申告される方の現住所が分かる書類 　　　　　　　　　　です。

● 申告の期限は？

現所有者であることを知ってから3か月以内に申告してください。

【相続登記をご検討ください】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。登記の手続については、所管の法務局出張所（登記所）へお問い合わせください。なお、不動産登記簿の名義変更がお済みの場合、現所有者申告は不要です。

現所有者申告制度について、詳しくは、東京都主税局HPをご覧ください。土地・家屋が所在する区の都税事務所へお問い合わせください。

ー都税についてのお知らせー

太陽光発電システムを設置した東京ゼロエミ住宅に対する不動産取得税を減免します

【減免対象】

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得（ただし最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限る）

- ① 太陽光発電システム（※）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準を満たしていること

（※）助成対象のものに限る。

【減免される税額】

5割（①及び②のいずれにも該当する場合は10割）



主税局 HP



環境局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。詳しくは主税局HPをご確認ください。

一都税についてのお知らせ

令和4年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）

項 目	軽 減 の 対 象	軽減の割合等	申 請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 ^{※1} が65%を超える商業地等 ^{※2} ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不 要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地 （個人又は資本金・出資金が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	<u>申請が必要です</u> （申請期限：令和4年12月28日） 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置 （都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不 要
税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の1.1倍を超える土地	令和4年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額 なお、地積・利用状況等に変更があった場合、減額が適用されず、前年度の税額の1.1倍を超えることがあります。	不 要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	<u>申請が必要です</u> 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和6年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分 [※] について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 ※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	<u>申請が必要です</u> 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。

【お問合せ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

ー都税についてのお知らせー

耐震化のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23 区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

一都税についてのお知らせ

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と税額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

一都税についてのお知らせ

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と税額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続については、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

一都税についてのお知らせ

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和4年6月10日(金)13時～令和4年6月28日(火)23時	
入札期間	令和4年7月5日(火)13時～ 令和4年7月7日(木)23時	令和4年7月5日(火)13時～ 令和4年7月12日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

ー都税についてのお知らせー

合同不動産等公売のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

公 告 日	令和 4 年 6 月 17 日(金)
入 札 期 間	令和 4 年 7 月 15 日(金)～令和 4 年 7 月 22 日(金)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞、または都庁第一本庁舎 23 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開 札 期 日	令和 4 年 7 月 26 日（火）午前 10 時から
開 札 場 所	各公売担当部署において開札を行います。
実 施 機 関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問い合わせ先	＜主税局徴収部実施分＞ 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) ＜都税事務所実施分＞ 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) ＜区市町村実施分＞ 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

中小企業者向け省エネ促進税制

● 法人事業税・個人事業税の減免 ●

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） * 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） * 照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） * 小型ボイラー設備（小型ボイラー類） * 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & A も掲載しています。



【お問合せ先】

● 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・ 所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
- ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
- ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969

● 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

令和3年10月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

● 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

● 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

● 法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP（法人二税チラシ）



主税局 HP（事業所税）



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続ができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAX イメージキャラクター

エルレンジャー

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品などの償却資産に加え、下記の事業用家屋・構築物が対象になります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているものであること

適用期間

事業用家屋及び構築物については、令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0 以上 2 分の 1 以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23 区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

主税局 生産性革命

検索



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和4年6月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

来所せずにお手続ができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

申 告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納 税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

納税証明・評価証明の申請には 電子申請をご活用ください！

※納税義務者本人からの申請が対象です。（代理人申請不可）

自宅やオフィスのパソコンから

「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請・手数料納付が出来ます！

■ 交付申請が可能な証明

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明

■ 注意事項

- ・ パソコンから申請してください。（Windows のみ、スマートフォン・タブレット端末不可）
- ・ 個人申請では、マイナンバーカードと IC カードリーダーが必要です。
法人申請では、各種電子証明書と IC カードリーダー（IC カード型証明書の場合）が必要です。
- ・ 証明は普通郵便にて送付します。（速達・書留等の郵送オプションには対応しておりません。）

申請可能な証明の種類や詳細な手続 Q&A については、
主税局ホームページをご確認ください。



主税局 HP